平成２５年（フ）第１４９号
静岡県富士市大淵1070番地の９、前住所静岡県富士市大淵2971番地の20
破産者　望月　吉昭
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３２２号
静岡県磐田市上本郷1006番地７　プレイスライフ203、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区龍禅寺町357番地の11　ダイカンプラザスポーツメント1102号
破産者　石原　靖博
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８６７号
京都市中京区西ノ京北壺井町３番地　むつみハイツ101号
破産者　大和みつ子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７６号
広島市西区己斐上４丁目３番19―102号
破産者　山本　健治
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１０号
広島市佐伯区八幡２丁目11番１―３―１号
破産者　中野　祥智
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１１号
広島市南区仁保２丁目22番17号
破産者　中野　和代
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９号
福岡県久留米市藤山町1816番地５
破産者　百合野道生
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６４８号
熊本県菊池郡大津町大字杉水729番地64
破産者　牧山　純子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
熊本県八代市平山新町4547番地ニュー平山ハイツ１―12、前住所熊本県八代市沖町3603番地
破産者　萱野　末弘
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第３１１号
大分市大字羽田860番地の10　羽田６組の１、住民票上の住所大分市大字畑中723番地　ラポール県病南402
破産者　首藤　正則
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
大分市岩田町２丁目６番20号、開始決定時の住所大分市高松東１丁目１番15号マーベリー高松402号室
破産者　佐藤　秀行
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
大分市萩原３丁目12番37号　ヴァローレ萩原105号室、申立時の住所大分市大字佐賀関2278番地
破産者　渡邉　浩史
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７７号
大分市寿町10番１号　サンシティ寿1005
破産者　村本　俊哉
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８１号
大分市金池町５丁目２番30号　セイユ第１ビル207
破産者　首藤　恭裕
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５４号
宮崎県都城市志比田町5735番地４
破産者　清水　　誠
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第８１号
宮崎県小林市北西方1461番地26
破産者　米沢　貴介
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１０５号
千葉県木更津市真舟２丁目29番５棟403号
破産者　白濱　昭司
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１０８号
千葉県木更津市清川２丁目15番10号
破産者　小田喜　柳
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第７８号
群馬県館林市富士原町1072番地の11スカイハイツイシカワ―202、開始時住所埼玉県熊谷市久下４丁目９番地コーポ栗原201
破産者　岡田　澄夫
１　決定年月日　平成26年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部